

域内電力市場に関する修正EU指令について

筒井美樹

欧州では、ユーロ導入による通貨統合に代表されるように、EU統一経済圏の確立に向けた動きが活発であるが、エネルギー分野もその例外ではない。1996年のEU指令（Directive 96/92/EC^[1]）は、EU単一電力市場に向けた加盟国共通のルールを示すものであり、これに基づいてEU加盟国の電力自由化は着実に進められてきた。さらに2001年よりEU指令の修正作業が行われていたが、このほど修正EU指令（Directive 2003/54/EC^[2]）が発効した。ここでは、修正指令が成立するまでの経緯と主な修正点について紹介する。なお、修正指令はガスの自由化や電力の越境取引規定とパッケージになっているが、ここでは電力自由化のみに着目する。

同指令の修正は、欧州議会（European Parliament）と閣僚理事会（Council of the European Union）との共同決定手続き（Co-decision Procedure）に則って行われた。この手続きの上では、欧州議会と閣僚理事会は、同等の決定権を持つ。第一読会（First Reading）、第二読会（Second Reading）、調停（Conciliation）の3つの段階があり、どの段階においても両者が合意に至ればそこで終了し、法案は成立する。今回のEU指令の修正では第二読会において合意に至っている。

2001/3/13 EU指令の修正案の提出

欧州理事会（European Council）および欧州議会の意向に基づき^{[3][4]}、欧州委員会（European Commission）はEU指令96/92/ECの修正案^[5]を提出した。修正の目的として

は、すべての欧州事業者、消費者の便益を向上させるための電力市場の全面自由化と、競争導入による欧州単一電力市場の発展を挙げている。主な修正のポイントは以下の通り。

①電力市場の全面自由化：

EU指令96/92/EC（以下旧指令と呼ぶ）では部分自由化を規定するにとどまったが、修正案では2003年1月1日までに家庭用需要家以外、2005年1月1日までに全ての需要家に対して電力市場を自由化することを盛り込んだ。

②ネットワークのアンバンドリング

旧指令では発電、送電、配電、及びその他の活動に関する会計分離と、送電部門（正確にはシステムオペレーター）のマネジメント分離を求めていたが、修正案では送電と配電についてそれぞれ法的分離（別会社化）を求めている。ただし、顧客数10万以下の小規模配電事業者については適用除外可能としている。

③ネットワークアクセスの方法

旧指令では、規制型及び交渉型第三者アクセスと、シングルバイヤーシステムを認めていたが、修正案では、事前に公表された料金に基づく規制型第三者アクセスのみとしている。

④規制官

旧指令では、主に契約等に関する争議の調停機関的な役割を持つ独立の規制官の任命を規定していたが、修正案では、接続料金などの系統接続条件を決定または承認す

る、産業の利益から完全に独立した規制官の設置を規定している。

⑤公益サービス義務

旧指令では供給義務、供給保障や価格、環境保護について述べられているが、修正案では、ユニバーサルサービスや需要家保護についても言及されている。

2002/3/13 欧州議会にて第一読会

修正の上、欧州委員会の修正案を承認^[6]。小規模需要家保護の強化や、事前に設定される系統料金、ネットワークの法的分離(可能であれば所有者の分離)などを要求している。

2002/3/16 バルセロナ欧州理事会^[7]

欧州理事会は電力市場の自由化を歓迎するとして、欧州議会と閣僚理事会に、2002年中にこの修正案の承認を目指すよう強く求めている。主な意見としては、家庭用以外の全ての需要家に対する2004年中の自由化や需要家の保護など。

2002/6/7 EU指令再修正案の提出

欧州議会、欧州理事会などの意見を基に、欧州委員会はEU指令の再修正案を提出した^[8]。主要な方針について修正はないが、家庭用以外の需要家に対する自由化期限が2004年1月1日に変更されている。また、独立の規制官について「設置する: establish」から、適格な主体を「任命する: designate」に変更されており、その役割についても市場の監視、接続料金などの系統接続条件の設定方法(methodologies)の決定、承認もしくは提案と変更されている。さらに温暖化対策についても公益サービス義務に含まれるとし、エネルギーの高効率化やデマンドサイドマネジメント(DSM)の促進、

また需要家に対する供給電力の燃料構成の告知などについても言及している。

2003/2/3 閣僚理事会による共通の立場の採択

2002/11に行われた閣僚理事会^[9]までに、各国代表の協議により妥協点が見いだされ、その結果として「共通の立場(Common Position)」が示されている^[10]。

2003/6/4 欧州議会にて第二読会

第二読会では、閣僚理事会の共通の立場について25項目の修正の上投票が行われ、承認された^[11]。

2003/6/16 閣僚理事会が合意

閣僚理事会も議会の決定に合意^[12]。閣僚理事会は、欧州議会とともに当該指令の共同制定者であり、修正指令の成立のためには両者の合意が必要とされている。

2003/6/26 修正指令の成立

成立までには欧州委員会、欧州議会、閣僚理事会による非公式の折衝が何度も行われており、これら3組織の歩み寄り(Compromise)の結果、最終的に旧指令から修正された主なポイントは以下の通り。

①2004年7月1日までに家庭用需要家以外、2007年7月1日までに全ての需要家を対象として自由化を行う。

②2004年7月1日までに、送電部門について法的分離を行う。一方配電部門の法的分離については2007年7月1日まで延期することが認められる。なお、両部門ともに所有の分離までは求められておらず、親会社とのある程度の協調行動も認められる。また、

¹ 第二読会において議会の承認を得られなかった場合のみ、公式な3組織調停(Conciliation)の手続きに入る。

顧客数10万以下の小規模配電事業者については適用除外可能とする。

さらに、2006年1月1日までに欧州委員会は自由化の進展に関する報告書を提出しなければならないが、その中で、システムオペレーターの法的分離と同等の効果のある方法が存在するか否かについて記さなければならない。これに基づき、2007年1月1日までに配電部門の効率性を担保する効果的な方法について、欧州議会と閣僚理事会に報告しなければならない。

③系統へのアクセスは、事前に公表された料金に基づく規制型第三者アクセスとする。

④市場を監視し、公平性や効果的な競争等に責任をもつ産業の利益から完全に独立した規制官を任命する。規制官は、接続料金などの系統接続条件の設定方法を決定または承認する。

⑤旧指令の公益サービス義務の規定に加え、エネルギーの高効率化やDSM、温暖化対策まで対象に含める。さらに、ユニバーサルサービスの提供や需要家保護についても、加盟国は適切な手段をとらなければならない²。また、電力の供給者は供給電力の燃料構成やCO₂排出量、放射性廃棄物量などを最終消費者に知らせなければならない。

2003/7/15 Official Journal発行

Official Journal発行の20日後に、このDirectiveは発効する。

なお、修正指令に明記された事項について、各加盟国が実施しなければならない期限は2004年7月1日である（ただし、配電部門の分離を除く）。

² 具体的な手段については、補完性の原則（Principle of subsidiarity）に則り、EU指令の枠組みの中で各国個別に規定してよいこととなっている。

また、2004年5月1日より新たにEUに加盟する国があるが、これらの国々についても、すでに旧EU指令への対応を進めており、一部の国で延期が認められるものの、修正指令についても対応することで合意に至っている。

修正指令の成立までに約2年半を要したが、その過程において各加盟国の主張が対立もすることも多くあった。最終的な指令は各国の妥協の下に成立していると言える。特に、全面自由化の時期が遅れたことは、全面自由化に強く反対したフランスに妥協した結果であり、配電部門のアンバンドリングの期限延期や適用除外については、主にドイツに妥協したためといわれている。一方、規制官の設置については、ドイツが反対の立場にあったが、これについてはドイツ側が譲歩し、独立の規制官を設置することとなった。

今後の欧州委員会の主な作業は、2004年7月1日の実施期限に対応し、修正指令に対する各国の対応やその進捗度を取りまとめたベンチマークリポートの提出である。すでに全面自由化を行うなど、指令の基準を満たしている加盟国がある一方で、修正指令に対応した新たな施策が求められている加盟国もあり³、当レポートの内容も注目に値するだろう。

電力の越境取引に関する諸問題も議論の最中ではあるが、しかしEUとしての基本的な姿勢は修正指令に示される通り決定して

³ 例えばドイツでは、独立の規制官の設置に向けての準備が進められている。当初、カルテル庁の一つのユニットに独立規制官の機能を持たせるという案もあったが、最近では電気通信に関する独立の規制官に、電力とガスに関する規制官としての役割を担わせることが検討されている。

おり、EUにおける電力自由化は着実に進んでいると言える。

【参考文献】

- [1] “DIRECTIVE 96/92/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 December 1996 concerning common rules for the internal market in electricity” Official Journal L 027
- [2] “DIRECTIVE 2003/54/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2003 concerning common rules for the internal market in electricity and repealing Directive 96/92/EC” Official Journal L 176
- [3] Lisbon European Council “Presidency Conclusions”, 23 and 24 March 2000
- [4] European Parliament “Report on the Commission’s second report to the Council and the European Parliament on the state of liberalization of the energy market” Final A5-0180/2000, 22 June 2000.
- [5] EU Commission “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 96/92/EC and 98/30/EC concerning common rules for the internal market in electricity and natural gas” COM (2001) 125 final
- [6] European Parliament “European Parliament Legislative resolution on the proposal for a European Parliament and Council directive amending Directive 96/92/EC and 98/30/EC concerning common rules for the internal market in electricity and natural gas” P5_TA(2002)0106, Official Journal of the European Union C47E.
- [7] Barcelona European Council “Presidency Conclusions”, 15 and 16 March 2002
- [8] EU Commission “Amended proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 96/92/EC and 98/30/EC concerning rules for the internal markets in electricity and natural gas” COM (2002) 304 final
- [9] EU Council, 2465th Council meeting, Brussels, 25 November 2002.
- [10] EU Council “Common Position (EC) No 5/2003 adopted by the Council on 3 February 2003 with a view to the adoption of the Directive 2003/.../EC of the European Parliament and of the Council of...concerning common rules for the internal market in electricity and repealing Directive 96/92/EC” Official Journal of the European Union (2003/C50E/02)
- [11] European Parliament “Recommendation for second reading on the Council common position for adopting a European Parliament and Council directive on common rules for the internal market in electricity and repealing Directive 96/92/EC” Session document Final A5-0136/2003, 28 April 2003
- [12] EU Council, 2518th Council meeting, Luxembourg, 16 June 2003.

筒井 美樹 (つつい みき)
電力中央研究所 経済社会研究所